

八戸工業大学 新型コロナウイルス感染症への対応（2021年8月5日～）

| | |
|-----------|--|
| コロナ対応検討要素 | 1. 感染者拡大の状況（八戸市・近隣市町村の状況、感染経路判明の有無、封じ込め有無など） 2. 本学の感染状況（学生・教職員の状況、感染経路状況、感染対策・管理体制等の状況、保健所からの指示など） 3. 小・中・高の教育活動実施状況 4. 国・自治体の要請状況（緊急事態宣言、休業要請など） |
|-----------|--|

| 対象 | 授業 講義・実習 実験・演習 | 卒業研究 卒業制作・論文 大学院講義 大学院研究活動 | 校内立入 | 部活・サークル 活動 | アルバイト | 学生主催の イベント | コンパなど | 国内移動 海外渡航 | 学生の就職活動 | 教職員の勤務形態 | 学内会議 打合せ等 懇親会等 | 学内行事等 | 教職員の国内出張 ・旅行（他の地域 との往来） | 教職員の海外出張 ・海外旅行 | 来客 （就職・取引業者 ・各種打合・挨拶） |
|----|---|-------------------------------------|---|----------------------------------|---|-------------------------------|-------|---|---|-----------|--|-------|--|---------------------|---|
| 対応 | 【対面授業の実施可】 | 【実施可】 | 【入校可】 【不特定多数が構内に入りする試験・団体等への貸出は原則不可】 ※ただし、法人関係者が感染症拡大防止策など確認できる場合は可とする。 | 【実施可】 【合宿を含め感染予防が実施できない活動は禁止】 | 【実施可】 ※ただし、経済的な理由によりやむを得ない場合で、かつ感染予防が確実にできる場合のみ。 | 【実施可】 【感染予防策が確保できない場合原則中止】 | 【自粛】 | 【移動可】 【緊急事態宣言が発令されている地域への移動は原則禁止（帰省は除く）】 【新規感染者が持続的に拡大している地域への移動は自粛（帰省は除く）】 【海外渡航は原則禁止】 ※私用の場合も含む | 【移動可】（左記の通りとする） ※ただし、緊急事態宣言等が発令している地域等への移動は採用試験最終面接等で代替の機会が無い場合のみ可。この場合、学生から学科の担当教員に報告した上で、事前に『就職活動等にかかる移動届』を学務部就職支援担当に提出する。 | 【通常通り出勤可】 | 【対面会議、打合せ可】 【懇親会等については、飲食を伴う大人数の集会及び少人数であっても不特定多数の人が集まる場所での集会は、当面の間、自粛】 | 【実施可】 | 【移動可】 【緊急事態宣言が発令されている地域への移動は原則禁止（帰省は除く）】 【新規感染者が持続的に拡大している地域への移動は自粛（帰省は除く）】 ※私用の場合も含む | 【原則禁止】 ※私用の場合も含む | 【対応可】 ※ただし、緊急事態宣言等が発令されている地域等からの来客については、要件により自粛を依頼もしくはリモートでの業務とする。 |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> 授業によっては対面授業に代わりインターネットを利用した遠隔授業を行う場合がある。 体育館は開放する（学外者に対しては除く）。 トレーニングルームは、準備と管理の目処が立ち次第開放予定。 特に他校との練習試合や屋内で実施する課外活動については指導者と計画を練ったうえで実施。 連盟や競技団体等が主催・共催する公式戦については、事前に主催者が講じる感染防止対策や会場となる地域の感染状況を確認し、慎重に判断した上で参加。 地域や業態別の感染動向・リスクに十分に注意し、実施の可否について適切に判断。 例）複数人での会話をともなう飲食やカラオケ等の懇親会 移動中は行動履歴・健康状態を記録し、体調が不良の場合は、決して無理をせず必ず先方に連絡して延期または中止する。 不要な立ち寄りなどは控える、用件のみにて帰宅する。 臨時休業等の場合、自宅等でのテレワーク勤務とする。テレワーク勤務実施の可否は大学で判断し、実施日数の目安を示す。 感染者、濃厚接触者の取扱いについて (1)保健所から対応の指示を受けた場合や医療機関等から新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、速やかに事務部（学事担当）へ報告する。 (2)感染者は、退院した日まで、濃厚接触者と特定された者は2週間、または保健所の指示による期間の就業禁止とする。また、復帰後、テレワーク勤務などを命じる場合がある。 状況に応じ遠隔会議、メール会議を活用。 文部科学省等からの通知及び状況の変化によっては、直前に中止・変更する場合あり。 用務の重要性等を踏まえ、オンライン会議等の実施も検討し、適切に要否の判断を。 新型コロナウイルスワクチン接種済みの者についても、上記の取扱いに準じる。 新規感染者が持続的に発生している地区への出張者は、出張後2週間は、健康状態を経過観察。 経過観察期間中に感染が疑われる症状が出た場合は、下記「健康管理について」に従うとともに、事務部（学事担当）へ報告し、指示を受ける。 やむを得ず渡航する場合は、事務部（学事担当）へ事前事後報告。感染予防徹底。状況に応じ以下の対応をとる。 ①帰国時点で発熱あるいは呼吸器症状のある者：空港または港湾の検疫所に報告し指示に従う。 ②帰国時点で①に該当しない者：帰国後2週間は不要不急の外出を避け、健康状態の経過観察（テレワーク勤務）。 経過観察期間中に発熱、呼吸器症状が出た者：他人との接触を可能な限り避け、事務部（学事担当）に報告し、医療機関に相談。 新型コロナウイルスワクチン接種済みの者は、接種証明書の所持により防疫監査が緩和される場合があるため、活用を推奨する。 | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|----------|--|----------------------|--|----------------|---|
| 感染予防について | (1) 手洗い・うがいを徹底するとともに、必要に応じて手指の消毒等も行う。 (2) マスク等の咳エチケットを徹底するとともに、できるだけ人混みを避ける。 (3) 外出中は、意識して、手で眼、鼻、口等に触れないようにする。 (4) 換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話、の3つの条件が重なることを回避するよう徹底する。 | 健康管理について (学生・教職員) | (1) 毎日2回（朝・夕）、体温を測って自分の健康状態を観察すること。 (2) 発熱・咳等の風邪のような症状※がみられる場合は、大学に登校せずに医療機関（かかりつけ医等）に電話相談すること。医療機関を受診した後、診断結果を学務部学生支援担当または担任に連絡し、診断結果が出るまでは、自宅で療養して、症状が改善するまで外出や他人との接触も控えること。 ※症状：発熱・咳、倦怠感、嗅覚・味覚障害、咽頭痛、筋肉痛、頭痛 ※学生が（2）により授業を欠席する時は科目担当教員へ連絡する。 ※学務部学生支援担当 Tel:0178-25-8027, e-mail: gakusei@hi-tech.ac.jp (3) 症状の有無にかかわらず、次に該当する場合も、学生は学務部学生支援担当に連絡し、教職員は事務部（学事担当）に報告し、指示を仰ぐこと。 ①新型コロナウイルス感染症と確定した者と接触した。 ②新型コロナウイルス感染症の疑いがある者の気道分泌物、体液、糞便等の汚染物質に触った、それらの処理作業に携わった、あるいは、それらの近くにいる。 ③新型コロナウイルス感染症の疑いがある者を看護・介護した、あるいは同居した。 (4) 自分の免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事に努めるとともに、規則正しい生活習慣を心がけること。 | 感染のリスクへの対応について | (1) マスク着用、こまめな手洗い・アルコール消毒や咳エチケットを徹底する。 ・外出時はマスク着用を徹底する ・こまめな手洗い・アルコール消毒を励行する ・テーブルやドアノブ等に触った手で自分の口、鼻、目に触れない (2) 換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話、の3つの条件が重なることを回避するよう徹底する。 ・1時間ごとに5～10分を目安とした室内の換気（室温維持ができない場合あり、服装に注意） ・室内での着席時や行動時に学生の間隔を適度に空ける ・近距離での会話や発声する場合はマスクを着用する (3) 人の手がよく触れる場所（ドアノブや手摺、開閉ドア、スイッチ、トイレ等）の環境衛生を良好に保つ。 ・消毒用アルコールで消毒する（1日1回以上） ・実験・実習等の授業で共同利用する機材・器具についても適宜消毒する ・消毒液として希釈した次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）を使用するときは参考資料を基に適切に使用する (4) バス等の公共交通機関や大人数での自家用車による通学（移動）は感染リスクが高まる場合あり。特に交通機関内では手指が汚染されていると考え、飲食や目・鼻・口を触ることを避ける。マスクを着用する、手洗いをこまめに行う、なるべく人が少ない時間帯に通学（移動）する等の感染予防に努める。 (5) 感染リスクの低減、さらに感染拡大防止を目的とし、授業によっては対面授業に代わりインターネットを利用した遠隔授業を行う場合がある。 (6) 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を推奨。 |
|----------|--|----------------------|--|----------------|---|

※「緊急事態宣言等」とは、「緊急事態宣言」および「まん延防止等重点措置」のことを示す。